

競争参加資格確認結果調書

1. 工 事 名 東海農政局岐阜市庁舎駐車場改修工事
2. 工事場所 岐阜県岐阜市中鶉 2—2 6
3. 入札公告日 令和 4 年 8 月 5 日
4. 競争参加資格確認結果の通知期限日 令和 4 年 9 月 1 日

資格確認申請者	資格の 有 無	資格が無いと認めた理由
新日本コーポレーション株式会社	無	配置予定技術者の要件が満たされていないため。
加藤建設株式会社	有	

【 参 考 】

入札説明書（抜粋）

5 競争参加資格

次に掲げる（１）から（13）までの全ての条件を満たしている者であること。

（１）～（５） （略）

（６）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。専任の要否は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条及び建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条の定めによる。

① １級若しくは２級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、同等以上の資格を有する者とは、建設業法第 7 条第 2 号、同法第 15 条第 2 号に該当する者とし、同号に規定する許可を受けようとする建設業とは「ほ装工事業」とする。

ア １級土木工事施工管理技士、１級建設機械施工技士、技術士（建設部門）、国土交通大臣認定者

イ ２級土木工事施工管理技士（土木）、２級建設機械施工技士（第Ⅰ種～第Ⅵ種）

ウ 大臣特別認定者：建設省告示第 128 号（平成元年 1 月 30 日）の対象者

エ 舗装工事業に関して、過去に特別認定講習を受け、当該講習の効果評定に合格した者若しくは国土交通大臣が定める考査に合格した者

オ 土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含む。）、都市工学、衛生工学又は交通工学に関する学科を卒業後、以下に示す期間以上の舗装工事の実務経験を有する者

（ア）高等学校（旧実業高校を含む） 5 年以上

（イ）高等専門学校（旧専門学校を含む） 3 年以上

（ウ）大学（旧大学を含む） 3 年以上

② 監理技術者は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 上記（５）に掲げる同種工事（平成 19 年度以降の実績でなくても良い）の施工経験を有する者であること。

なお、経常建設共同企業体にあつては、一人の主任技術者又は監理技術者が上記（５）に掲げる同種工事の施工経験を有すること。

また、公共工事については、工事成績評価表の評定点合計が 65 点未満のものを除くこと。

- ④ 主任技術者又は監理技術者にあつては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。

なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

- ⑤ 主任技術者の共同企業体構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のもので、出資比率を確認できる書類を併せて提出できる場合のものに限る。
- ⑥ 主任技術者は、申請時において他の工事に従事している場合は、工事名、発注機関名、工期、従事役職、本工事と重複する場合の対応措置を記載する。

(7) ～ (13) (略)

6 申請書及び資料等の提出期間及び方法

(1) ～ (2) (略)

- (3) 資料等は、(別記様式 2 ～ 4) により作成すること。ただし、同種工事施工実績、配置予定技術者の同種工事については、工事が完成し引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種工事の施工実績」(別記様式 2)、「配置予定技術者の資格・工事経験」(別記様式 3)に記載する工事は、評定点合計が 65 点以上であることとし、当該工事に係る工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することを必須とするが、工事評定が実施されていない実績や評定点合計が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する資料又は、引渡しが進んだことを証明する書類をもって 65 点と見なす。

また、「配置予定技術者の資格・工事経験に係る工事で、転職等により工事成績評定通知書等の評定点合計を証明する書類の写しを添付することが困難な実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類、引渡しが進んだことを証明する書類又は「工事成績情報システム(CORINS)」の写しをもって 65 点と見なす。ただし、評定点合計が 65 点以上の実績の写しに限る。

評定点合計が 65 点未満のもの及び必要資料の添付がないものは、実績無しと見なし入札に参加出来ないので留意すること。

① 施工実績

上記 5 の (5) に掲げる事項を確認できる同種工事の施工実績について、(別記様式 2) により作成すること。

② 配置予定の技術者

上記５の（６）に掲げる事項を確認できる配置予定技術者の資格及び同種工事の従事経験及び申請時における他の工事の従事状況等について（別記様式３）により作成するとともに、その資格要件及び従事内容について確認できる書類を提出すること。

なお、配置予定の技術者は、一つの工事に複数の候補技術者を配置すること（各配置予定技術者とも全ての資格等要件を満たす場合に限る。）又は同一の技術者を重複して複数工事に配置予定することは差し支えないものとする。

② 契約書等の写し

上記５の（５）の施工実績、上記５の（６）の①の配置予定技術者の経験においては、施工実績として記載した工事に係る契約書の写し（契約条項は不要。ただし、同種工事としての要件を満たしていることを確認するために必要となる最小限の図面等は添付すること。）を提出すること。ただし、当該工事が一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事实績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、工事カルテの写しを提出することにより、契約書の写し等の提出に代えることができる。

なお、工事カルテ等で配置予定技術者及び公募条件が確認できない場合は、当該事項が確認できる資料を提出するものとする。

③ 不誠実な行為等の状況

上記５の（１０）の不誠実な行為等の状況を（別記様式４）に記載すること。

（４）その他

- ① 申請書、資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料等は返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書及び資料等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤ 申請書及び資料等に関する問合せ先：上記６の（１）の③に同じ。